

## (仮称) 静岡市手話言語条例 逐条解説 (案)

### 前文

手話は言語です。

手話は、日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解しあうために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に守り続けてきました。

しかしながら、これまで手話は言語として認められず、手話が自由に使用できる環境が整えられてこなかった歴史があります。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられました。しかし、ろう者は、今なお一般には手話が言語であることの理解は不十分と感じ、多くの不便や不安、差別を感じながら生活をしています。

手話を必要とする全ての人々がいつでもどこでも自由に手話を使用できる地域社会を作るためには、市民全体が手話は言語であるとの理解を深めることが求められています。

全ての市民が安心して暮らすことができる静岡市となることをめざしこの条例を制定します。

### 【解説】

前文では、この条例を制定するに至った経緯と趣旨を説明しています。

手話は、ろう者にとって、意思疎通を図り、知識を蓄積し文化を創造するための必要な言語として、大切に育まれ、受け継がれてきました。

しかし、これまで、手話が言語として認められず、手話の使用に制限があり、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活していた歴史があります。

こうした経緯の中、平成 18 年に国際連合総会において「障害者の権利に関する条約」が採決され、手話が言語に含まれることが明記されました。

その後、平成 23 年に障害者基本法が改正され、手話が言語として位置付けられました。ろう者は耳が聞こえないことによる差別と、言語的少数者であるハンディと、ダブルで不利益を被っています。前者は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律などにより、より一層社会参加が促進されることが期待されます。しかし後者については、上記のような条約制定や法律改正が行われたものの、社会の自覚や理解が進まずに今日に至っています。

そのような現状の中、この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき全ての市民が手話への理解を深め、手話が自由に使える地域社会を目指すことを目的とし制定するものです。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってろう者及びろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

#### 【解説】

第1条は、この条例の内容を包括的に示すとともに、条例制定の目的を定めています。

手話についての基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、手話に関する施策を推進することにより、手話を使用することで偏見にさらされることや、手話による情報が得られず社会への参加がかなわないといった障壁によって分け隔てられることがなくなり、ろう者及びろう者以外の者が共に生きることのできる地域社会が実現することを、この条例の目的としています。

### (定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

#### 【解説】

第2条は、この条例中の用語について、その意味を定めています。

ろう者とは、聴覚障害者の全てを指すのではなく、音声言語によらず手話によって日常生活又は社会生活を営む者をいいます。

### (基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする全ての市民が、手話で意思疎通を図る権利を有することを前提とした上で、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行わなければならない。

#### 【解説】

第3条は、この条例の基本理念について定めています。

手話が言語であるということの認識に基づいて、手話を必要とする全ての市民が、手話で意思疎通ができる権利が保障されることを基本として、手話への理解を深めるとともに、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行わなければならないと定めています。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

#### 【解説】

第4条は、市の責務について定めています。

市では、手話に対する理解の促進及び手話の普及のため、手話通訳者の設置、手話通訳者の派遣、手話奉仕員養成講座の開催等の必要な施策を実施していきます。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第5条は、市民の役割について定めています。

市民一人ひとりが、手話への理解を深めるとともに、第4条で規定する市の施策に協力するよう努めるものとしています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

【解説】

第6条は、事業者の基本的な役割について定めています。

事業者とは、市内において営利・非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体であり、経済活動をおこなっている団体だけでなく、日常的に反復・継続した活動をしているサークル活動や自治体町内会等広く指します。

事業者は、第4条で規定する市の施策に協力するとともに、サービス利用者としてのろう者と被雇用者としてのろう者の双方に対して、ろう者であることによる情報不足や不当な差別等が起こらないよう配慮するよう努めることとしています。

(施策の推進)

第7条 市は第1条の目的の実現のために、次号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策

(2) 手話による情報の受信・発信、及び手話による意思疎通がしやすい環境づくりに関する施策

(3) 手話による意思疎通を支援する体制の整備及び拡充に関する施策

(4) 学校において児童、生徒及び教職員に対し手話を学ぶ機会を提供する施策

(5) 前各4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において、前項に規定する施策について定め、これを実施するものとする。

3 市は、施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者その他

の手話に関わる者の意見を聴くものとする。

【解説】

第7条第1項は、施策の推進について定めています。

第1号には、手話への理解を深めるとともに、手話が広く利用されるようになるための施策を挙げています。(例：子ども手話教室、手話奉仕員養成講座)

第2号には、手話による情報の受発信がしやすい環境の構築や、手話による意思疎通がしやすい環境の構築のための施策を挙げています。(例：手話言語の国際デーにおける、あおい塔、巽櫓のブルーライトアップ)

第3号には、手話による意思疎通支援を実施できる体制を整備し、拡充するための施策を挙げています。(例：登録手話通訳者派遣、遠隔手話通訳)

第4号には、市内の学校において、児童、生徒及び教職員に対し手話を学ぶ機会を提供する施策を挙げています。(例：総合学習における福祉の学習)

第5号には、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策を挙げています。

第2項は、市は、前項各号に掲げた施策を障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において定めています。

第3項は、施策の推進方針を策定するとき、施策の実施状況を点検するとき又は施策の推進方針を見直すなどのときは、市は、ろう者、手話通訳者その他の手話に関わる者から意見を聴取することを定めています。

(財政上の措置)

第8条 市は手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【解説】

第8条は、財政上の措置について定めています。

市は、手話が言語であるという理念に基づき、その理解及び普及の促進を積極的に図るために必要な財政上の措置を講ずることとしています。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

第9条は、この条例の規定以外に施行に関して必要な事項は別に規定することを定めています。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

**【解説】**

附則は、この条例の施行期日を定めています。

この条例は、令和7年4月1日から施行する予定です。